

ATENA 標準案／川内／玄海
保安規定 比較表

2020年6月11日

九州電力株式会社

A T E N A標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

A T E N A標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>① 4章 運転管理（2019/8/9版） ② 4章 サービスイランス（2019/12/25版） ③ 5章 燃料管理（2019/12/13版） ④ 5章 燃料管理：取扱（2019/8/9版） ⑤ 5章 燃料管理：運搬関係（2019/8/9版） ⑥ 6章 放射性廃棄物管理（2019/8/29版） ⑦ 6章 放射性廃棄物管理：運搬關係（2019/12/13版） ⑧ 6章 放射性廃棄物管理：輸入廃棄物（2019/8/9版） ⑨ 7章 放射性廃棄物管理（2019/8/29版） ⑩ 7章 放射性廃棄物管理：運搬關係（2019/12/13版） ⑪ 8章 施設管理（2019/10/8版）</p>			<p>赤字・赤下線：保安規定変更箇所 黄色マーカ：標準案からの内容変更箇所 （発電所・プラント固有の内容による差異、法令改正と同様の差異、単純な記載の適正化等を除く）</p>

【①運転管理】 （2019/8/9版）	ATENA標準案 川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>（運転員等の確保）</p> <p>第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>（省略）</p> <p>（保安規定変更なし）</p> <p>（運転管理業務）</p> <p>第13条の2 各課（室）長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室内における監視、第14条第1項および第2項の巡回点検によつて、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報券信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 防災課長、技術課長、安全管理課長、土木建築課長（系統より切離される施設に関する次の業務を実施する）</p> <p>ア 第4条第3項の巡回点検を実施する。その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>イ 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第1号イによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対しても、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課（室）長は、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を遵守する（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることとを確認するために行なう原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を行なう。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行なうために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>（運転管理業務）</p> <p>第12条の2 各第2課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室内における監視、第13条第1項及び第2項の巡回点検によつて、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報券信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長及び発電第二課直轄長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 第13条第3項の巡回点検を実施する。その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>イ 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第1号イによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対しても、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課（室）長は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることとを確認するために行なう原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を行なう。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行なうために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>			

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>(巡視点検)</p> <p>第14条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニラス内外および第107条第1項で定める区域および系統により切離されている施設※1を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系系統施設 (2) 制御板駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニラス内外、第105条第1項で定める区域および系統により切離している施設※2を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系系統施設 (2) 制御板駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域を、開連するパラメータによる直接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内、アニラス内及び第105条第1項で定める区域を、開連するパラメータによる直接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、第二課長、保険第二課長、土木建築課長及び発電管理第二課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「土木建築基準」、「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統により切離されている施設について一定期間※2ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統により切離されている施設について一定期間※2毎に巡回し、点検を行う。</p> <p>※1：系統により切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）を巡回し、発電指令課長は、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第N条の3第2項に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系系統施設 (2) 制御板駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電指令課長及び発電物管理課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡回又は監視を行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系系統施設 (2) 制御板駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 畿電第二課当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域を、開連するパラメータによる直接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間※2ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、第二課長、保険第二課長、土木建築課長及び発電管理第二課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「土木建築基準」、「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統により切離されている施設について一定期間※2ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>※1：系統により切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p> <p>【施設管理】(2019/10/8版)</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 案電指令課長及び発電物管理課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）を巡回し、発電指令課長は、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第N条の3第2項に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系系統施設 (2) 制御板駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第14条 各課長（当直課長を除く。）は、一次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改訂しては、第一次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定及び改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検及び停止操作に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第14条 各課長（当直課長を除く。）は、一次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改訂しては、第一次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検及び停止操作に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第14条 第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検及び停止操作に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>第14条について標準案では他条文（7条、12条）の規定内容と重複するため削除する事項としていたが、審査基準との対応関係の明確化ため変更などする。</p>
<p>(引継)</p> <p>第16条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p> <p>(②サーベイランス (2019/12/25版)</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 定期事業者検査時に關係課長から第3節の条文中で定期事業者検査について、通知が完了していることとどなつていて確認項目※2について、通知が完了していることを確認する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始する。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電第二課課長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に關係課長から第3節の条文中で定期事業者検査について、通知が完了していることとどなつていて確認項目※2について、通知が完了していることを確認する。</p> <p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始する。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期検査時に關係課長から第3節の条文中で定期検査時に關係課長から第3節の条文中で定期検査時に關係課長から第3節の条文中で定期検査時に關係課長から第3節の条文中で定期椑査時に關係課長から第3節の条文中で定期..</p>

内規		支那等の説明
(運転上の制限の確認)	(運転上の制限の確認)	（運転上の制限の確認）
第 87 条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室室長、所長室課長（総務）、技術課長、安全管理課長、電気工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において「土木建築課長」を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。	（運転上の制限の確認） 第 85 条 各課長（土木建築課長を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。	（運転上の制限の確認） 第 65 条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。
（運転上の制限の確認） 第 87 条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室室長、所長室課長（総務）、技術課長、安全管理課長、電気工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において「土木建築課長」を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。	（運転上の制限の確認） 第 85 条 各課長（土木建築課長を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。	（運転上の制限の確認） 第 65 条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
		<p>表51-1 項 目 運転上の制限 非常用炉心冷却系 (1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※ ※1 : 高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※2 : 低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※3 : 高圧注入ポンプを用いて余熱タンクの水張りを行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	

(非常用炉心冷却系 モード4)

第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の充てん／高圧注入ポンプが手動起動可能であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作性に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。

項 目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限
非常用炉心冷却系※ ₁ ※ ₂ ※ ₃	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※ ₄	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※ ₄	(1) 高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※2 : 充てん系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※3 : 低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。

※4 : 余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

(非常用炉心冷却系 モード4)

第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の余熱除去ポンプ又は1台以上の充てんポンプ、及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

(2) 発電第二課当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作性に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。

項 目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限
非常用炉心冷却系※ ₁ ※ ₂ ※ ₃	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※ ₄	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※ ₄	(1) 高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※2 : 充てん系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※3 : 低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。

※4 : 余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 動電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 係修課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 動電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイ系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されている原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 動電課長は、ようう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液体量を表57-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 動電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 動電課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定めた運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 動電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 係修課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 動電課長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイ系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課課長は、ようう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液体量を表57-2で定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電第二課課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定めた運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p>	<p>※1：原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（以下略）</p>

表57-1 運転上の制限

項目	運転上の制限	運転上の制限
原子炉格納容器 スプレイ系*	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度 及び苛性ソーダ溶液体量が表57-2で定める 制限値内にあること	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度 及び苛性ソーダ溶液体量が表57-2で定める 制限値内にあること

※1：原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第83条（表83-4及び表83-6）の運転上の制限も確認する。

（以下略）

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>【③5 章燃料管理（2019/12/13版）】</p> <p>（燃料の検査）</p> <p>第 94 条 技術第二課長は、新燃料製造時に新燃料が設計どおりに製造されていることを確認する。</p> <p>2 技術第二課長は、定期検査時に新燃料製造時に新燃料が設計どおりに製造されていることを確認する。</p> <p>3 第1項及び第2項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>4 技術第二課長は、第2項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>5 保管第二課長は、第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>（燃料の検査）</p> <p>第 94 条 技術課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照付された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保管課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>（燃料の検査）</p> <p>第 94 条 技術第二課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照付された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術第二課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保管第二課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>新燃料製造時の確認は使用前事業者において行うため保安規定審査基準の12/25バコメ結果の反映を受け削除。なお当該、新燃料製造時の検査については、第18条の4に含めて規定している。</p>
<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保管第二課長は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術第二課長は、使用済燃料貯蔵庫に収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p>	<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第 96 条 技術課長及び保管課長は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p>	<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保管第二課長は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(5) 技術第二課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p>	<p>（中略）</p> <p>（中略）</p> <p>（以下略）</p>

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>【④5 章燃料管理（取替）</p> <p>（燃料の取替等）</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するまでの間に原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できるよう設定した取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。</p> <p>なお、評価を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制を予め定める。</p> <p>(2) 技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するまでの間に原子炉を停止するまでの間にわたり原子炉を運転できるよう設定した取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。</p> <p>なお、評価を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制を予め定める。</p> <p>(2) 技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足していることを確認する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できることの確認を行った後、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる場合に、第2項の評価が、第2項の評価結果を超えていない場合は除く。</p>	<p>（燃料の取替等）</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足することと記載の適正化</p> <p>2 転覆率及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足することと記載の適正化</p> <p>（1）原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するまでの間に原子炉を停止するまでの間にわたり原子炉を運転できるよう設定した取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。</p> <p>（2）技術第二課長は、取替炉心の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を評価し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足していることを確認する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できることの確認を行った後、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる場合に、第2項の評価が、第2項の評価結果を超えていない場合は除く。</p>	<p>（燃料の取替等）</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力技術部長及び技術第二課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足することと記載の適正化</p> <p>2 転覆率及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足することと記載の適正化</p> <p>（1）原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するまでの間に原子炉を停止するまでの間にわたり原子炉を運転できるよう設定した取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。</p> <p>（2）技術第二課長は、取替炉心の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料設備設計及び熱水力設計を考慮した安全評価基準）、設計条件に基づく値又は設計方針による値を満足していることを確認する。</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できることの確認を行った後、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる場合に、第2項の評価が、第2項の評価結果を超えていない場合は除く。</p>	<p>（以下略）</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>【55 章燃料管理：運搬関係（2019/8/9版）】</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第××条〇〇課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取りり出す場合は、新燃料を移動する場合は、新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. ○〇課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 保修課長は、新燃料取扱クレーンについて、新燃料ビットに影響を与えない場所により固定した上で、保管し使用しないこと。</p> <p>3. ○〇課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項（1）から（3）に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器及び車両に封入すること。</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を洗浄すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>3. ○〇課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(1) 保修課長は、新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送による車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(5) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な見張り人を配置すること。</p> <p>(6) 保修課長は、車両を洗浄させること。</p> <p>4. △△課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第××条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. △△課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第××条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 技術課長は、○○課長が管理区域内で第104条第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、運動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. ○〇課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第92条 保修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取りり出す場合は、新燃料取扱クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術課長及び保修課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修課長は、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 技術課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 保修課長は、新燃料取扱クレーンについて、新燃料ビットに影響を与えない場所により固定した上で、保管し使用しないこと。</p> <p>3. 技術課長及び保修課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送による車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前にこれからの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(5) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な見張り人を配置すること。</p> <p>(6) 保修課長は、車両を洗浄させること。</p> <p>4. 保修課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ビットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料の落下下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>5. 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 技術課長は、管理区域内で第104条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、運動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>			

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>7. ○課長は新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定めた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 繩量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査</p>	<p>8. 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を実施する。</p> <p>9. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10. 前項の検査実施責任者は、新燃料を運搬する場合、次の検査のうち、(1)から(7)を、(1)から(10)の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 繩量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 溫度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	<p>8. 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を実施する。</p> <p>9. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10. 前項の検査実施責任者は、ウラン・フルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合、(1)から(7)を、(1)から(10)の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 繩量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 (8) 溫度測定検査 (9) 気密漏えい検査 (10) 圧力測定検査</p>	<p>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。 ※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>MOX新燃料運搬時の検査を追記</p>

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

ATTEN A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）
（使用済燃料の運搬）	（使用済燃料の運搬）	（使用済燃料の運搬）
第××条〇〇課長は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。	第97条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キヤスクビットにおいて、使用済燃料ビットを使用する。	第97条 保修第二課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出しする場合は、キヤスクビットにおいて、使用済燃料ビットを使用する。
2. ○〇課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、 運搬前に 次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。	2 技術課長及び保修課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キヤスクビットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。	2 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キヤスクビットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納すること。
(1) 法令に適合する容器を使用すること。	(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。	(1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。
(2) 燃料取替機を使用すること。	(2) 保修課長は、使用済燃料ビットクレーン、燃料取扱機クレーンを運搬すること。	(2) 保修第二課長は、使用済燃料ビットクレーン、燃料取扱機クレーンを運搬すること。
(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。	(3) 技術課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。	(3) 技術第二課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。	(4) 技術課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。	(4) 技術第二課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。
(5) 保修課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。	(5) 保修課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。	(5) 保修第二課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止すること。
(6) 保修課長は、使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。	(6) 保修課長は、使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。	(6) 保修第二課長は、使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。
3. ○〇課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区内外に運搬する場合には、（3）から（6）の適用を除く。	3 技術課長及び保修課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区内外に運搬する場合は、（3）から（6）の適用を除く。	3 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区内外に運搬する場合は、（3）から（6）の適用を除く。
(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。	(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。	(1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。	(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。	(2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。
(3) 運搬前 は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、關係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。	(3) 運搬前 は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、關係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。	(3) 運搬前 は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、關係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
(4) 車両を徐行させること。	(4) 保修課長は、車両を徐行させること。	(4) 保修第二課長は、車両を徐行させること。
(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。	(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。	(5) 保修第二課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。
(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。	(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。	(6) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。
4. △△課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区境外において運搬する場合は、 運搬前 に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。	4 技術課長は、第3項の運搬において、「運搬前に」容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。	4 技術第二課長は、第3項の運搬において、「運搬前に」容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。
5. △△課長は、○○課長が管理区域内で第××条第1項(1)に定める区域において運搬する場合は、 運搬前 に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。	5 技術課長は、○○課長が管理区域内で第××条第1項(1)に定める区域において運搬する場合は、「運動前に」容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。	5 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域において運搬した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、「運動前に」容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。
6. ○○課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	6 技術第二課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。
7. □□課長（検査実施箇所）は、 使用済燃料 を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号印に運搬する場合にも同様の検査を実施する。	7 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を總括する。	7 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を總括する。
(1) 外観検査	(1) 外観検査	(1) 外観検査
(2) 吊上検査	(2) 吊上検査	(2) 吊上検査
(3) 重量検査	(3) 重量検査	(3) 重量検査
8. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。	8. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。	8. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。
9. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。	9. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。	9. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。
(1) 外観検査	(1) 外観検査	(1) 外観検査
(2) 吊上検査	(2) 吊上検査	(2) 吊上検査
(3) 重量検査	(3) 重量検査	(3) 重量検査

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

A T E N A 標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<u>(8) 重量検査</u> <u>(9) 収納物検査</u> <u>(10) 表面密度検査</u>	<u>(4) 表面密度検査</u> <u>(5) 繊量当量率検査</u> <u>(6) 未臨界検査</u> <u>(7) 収納物検査</u> <u>(8) 温度測定検査</u> <u>(9) 気密漏えい検査</u> <u>(10) 圧力測定検査</u>	<u>(4) 表面密度検査</u> <u>(5) 繊量当量率検査</u> <u>(6) 未臨界検査</u> <u>(7) 収納物検査</u> <u>(8) 温度測定検査</u> <u>(9) 気密漏えい検査</u> <u>(10) 圧力測定検査</u>	

ATENA標準案 【6.6 章放射性廃棄物管理（2019/8/29版、）】	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
第1章総則	第1章総則	第1章総則	
<p>（基本方針）</p> <p>第2条の発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による從業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による從業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による從業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に関する基本方針）</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に関する基本方針）</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に関する基本方針）</p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	
<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理課長及び保修課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理課長及び保修課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理課長及び保修課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	
<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第102条 安全管理課長及び保修課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、次に定めた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。<u>又は保管する。</u></p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第102条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、次に定めた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。<u>又は保管する。</u></p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第102条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、次に定めた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。<u>又は保管する。</u></p>	
<p>【⑦6 章放射性廃棄物管理：運搬關係（2019/12/13版）】</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらとの措置の実施状況を確認する。</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第86条 課長（放射線管理）、課長（燃料技術）および課長（発電）は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵する。</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第86条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、次に定めた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵する。</p>	
<p>（5）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>（6）車両を徐行させること。</p> <p>（7）核燃料料質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	<p>（5）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>（6）車両を徐行させること。</p> <p>（7）核燃料料質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	<p>（5）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>（6）車両を徐行させること。</p> <p>（7）核燃料料質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	
<p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における</p>	<p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬</p>	<p>6. 課長（放射線管理）は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬</p>	

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
区域区分) 第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(中略)
8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) ○○長は、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) ○○長は、発電所外の廃棄施設の運営事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) ○○長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。 9. 各課長(又は○○課長)は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。 10. 各課長(又は○○課長)は、第9項の運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。 11. 各課長(又は○○課長)は、運搬前に容器等の綿量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいいう。	8 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 管理区域外の廃棄施設の運営事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。 9. 保修課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。 10. 保修課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。 11. 保修課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の綿量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	8 安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 管理区域外の廃棄施設の運営事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。 9. 保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。 10. 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。 11. 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の綿量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(中略)

【⑥6 章放射性廃棄物管理（2019/8/9版）】

① 第6章に輸入廃棄物に係る保安活動、検査の独立性を記載する例

『第6章 放射性廃棄物管理』
記載例：○○長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合に、該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する／確実にする。

(例1) 2. ○○長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

(例2) 2. ○○長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

(輸入廃棄物の管理)
第98条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確実にする。
2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。
3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。(輸入廃棄物の管理)
第98条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確実にする。
2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。
3 前項の検査実施責任者は、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。

A T E N A 標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

ATENA標準案 【⑩7 章放射線管理（2019/8/29版）】	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
第7章 放射線管理 <u>（基本方針）</u> 第1節 基本方針	第7章 放射線管理 <u>（放射線管理に係る基本方針）</u> 第1節 基本方針	第7章 放射線管理 <u>（放射線管理に係る基本方針）</u> 第1節 基本方針	ALARA の基本方針は第6章、第7章に新たに規定するが、保安機能全体に影響する方針のため本規定を維持する。
（第103条、発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による從業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。） (以下略)	（第103条、発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による從業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。） (以下略)	（第103条、発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による從業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。） (以下略)	
（放射線業務従事者の線量管理等） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)	（放射線業務従事者の線量管理等） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)	（放射線業務従事者の線量管理） 第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)	
（平常時の環境放射線モニタリング） 第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	（平常時の環境放射線モニタリング） 第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	（平常時の環境放射線モニタリング） 第112条の2 安全管理第二課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	
（放射線計測器類の管理） 第113条 安全管理課長及び保修課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数値を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。	（放射線計測器類の管理） 第113条 安全管理課長及び保修課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数値を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。	（放射線計測器類の管理） 第113条 安全管理課長及び保修課長 第二課長及び保修課長 第113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数値を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。	

ATENA標準案 【⑦ 章 放射線管理：運搬関係】	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第101条〇〇課長は、各課長(室、センター)長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第78条、第85条及び第86条)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合は、第86条第5項を準用する。</p> <p>3 ○〇課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第114条、安全管理課長は、各課(室、センター)長が管理区域内に移動する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない場合を除いて、汚染の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第92条、第97条及び第98条の2)に定めるものを除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条の2第5項を準用する。</p> <p>3 当量率が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、核燃料物質等(第92条、第97条及び第98条の2)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 技術課長、安全管理課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p>	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 各課長(又は〇〇課長)は、核燃料物質等(第78条、第85条及び第86条に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長(又は〇〇課長)は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4 各課長(又は〇〇課長)は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない場合を除く。</p>

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編）比較

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）
<p>信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般的な産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり許可又は認可を得た設備</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般的な産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される設備 (3) <u>原子炉設置変更許可申請書及び設計及ひ工事計画認可申請書</u>で保管及び設置要求があつて許可又は認可を受けた設備</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般的な産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される設備 (3) <u>原子炉設置変更許可申請書及び設計及ひ工事計画認可申請書</u>で保管及び設置要求があつて許可又は認可を受けた設備</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事点検に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備に該当することと若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(3) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>(4) 機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(5) 機器の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(6) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(7) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>参考所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事点検に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備に該当することと若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>参考所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事点検に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備に該当することと若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重い事故等に対する設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>
<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中</u>でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>b. 組合レベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数 ② 7000臨界時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(2) 工学的安全施設の計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>(3) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(4) 組合レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統の保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要な高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中</u>でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>b. 組合レベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数 ② 7000臨界時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(2) 工学的安全施設の計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>(3) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(4) 組合レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統の保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要な高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中</u>でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>b. 組合レベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数 ② 7000臨界時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(2) 工学的安全施設の計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>(3) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>(4) 組合レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統の保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要な高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項目以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関する内容を含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.</u>、1参照） b. 設計及び工事の計画（<u>7.2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>7.3</u>参照）</p> <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の重要度を勘案し、必要に応じて次の結果を踏まえ保全計画の見直しを行ふ。</p> <p>○. 保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関する内容を含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.</u>、1参照） b. 設計及び工事の計画（<u>7.2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>7.3</u>参照）</p> <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の重要度を勘案し、必要に応じて次の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関する内容を含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.</u>、1参照） b. 設計及び工事の計画（<u>7.2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>7.3</u>参照）</p> <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11の重要度を勘案し、必要に応じて次の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
う。	（中略）	（中略）	
6. 1 点検計画の策定	7.1 点検計画の策定	7.1 点検計画の策定	
（1）原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。（中略）	（4）発電所組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するためには必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期	（4）発電所組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※により確認・評価する場合又は、原則停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。（中略）	
（4）原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※により確認・評価する場合又は、原則停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。（中略）	※○：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。	（1）発電所組織は、点検を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。（2）発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。（3）発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査及び試験等の具体的な方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するためには必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期	（1）発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。（中略）
6. 2 設計および工事の計画の策定	7.2 設計及び工事の計画の策定	7.2 設計及び工事の計画の策定	
（1）原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※ ⁴ の要否について確認を行い、その結果を記録する。	※○：事業者検査とは、点検および工事に伴うリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。	（1）原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。（2）発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。（3）発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査及び試験等の具体的な方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するためには必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期	（1）原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。（中略）
（2）原子力部門は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた供用前点検の計画を策定する。	（3）原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。		
（3）原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	a. 事業者検査及び試験等の具体的な方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するためには必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期	※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器等をいう（以下、本条および第〇条に係る）	発電設備の総点検結果の反映（当社は事業なし）
（4）原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※により確認・評価する場合又は、原則停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。（中略）	※4：法令に基づく手続きとは、原子炉および届出等、第43条の3の3（委更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう（以下、本条および第〇条において同じ）。		

ATENA標準案／川内保安規定／玄海保安規定（第1編） 比較

ATENA標準案 (中略)	川内保安規定 (中略)	玄海保安規定（第1編） (中略)	差異等の説明
<p><u>7.</u> 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>6.</u> で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>a-工事計画 b-設計管理 c-運営管理 d-工事管理</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>8 保全の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理及び第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>8 保全の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理、第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	
<p><u>8.</u> 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることをを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができる場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p>	<p>9 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることをを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができる場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p>	<p>9 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることをを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができる場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p>	
<p><u>※4 :</u> 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>		<p>※4 : 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	
<p><u>9.</u> 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行つたうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p>	<p>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行つたうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p>	<p>10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 発電所組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行つたうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p>	
<p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	
<p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p>	<p>(3) 原子力部門は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>(3) 原子力部門は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	
			(中略)
<p><u>12.</u> 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.0. の保全の有効性評価の結果及び2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>12 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.0. の保全の有効性評価の結果及び2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>		

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<u>1.2. 構成管理</u> 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要素を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	<u>13 構成管理</u> 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要素を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	<u>13 構成管理</u> 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要素を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	
<u>1.3. 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）	<u>14 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	<u>14 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	
<u>1.4. 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	<u>14 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	<u>14 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	
<u>1.5. 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	<u>15 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	<u>15 情報の共有及び活用</u> 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	
<u>2. 通用対象設備の原設計を適用する場合</u> 2.1 原子力部門は、前項において第3条7.3に従って実施する。場合に、工事対象設備の原設計を適用する。	<u>2. 通用対象設備の原設計を適用する場合</u> 2.1 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従つて実施する。	<u>2. 通用対象設備の原設計を適用する場合</u> 2.1 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従つて実施する。	
<u>2.2 原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないと判断した場合</u> 2.2 原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないと判断した場合に、工事対象設備の原設計を適用する。	<u>2.2 原子力部門は、前項において該当すると判断した場合</u> 2.2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従つて実施する。	<u>2.2 原子力部門は、前項において該当すると判断した場合</u> 2.2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従つて実施する。	
<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	
<u>(設計管理)</u> 事N条の2原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに該当するかどうかを判断する。場合に、過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。	<u>(設計管理)</u> 第118条の2原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。	<u>(設計管理)</u> 第118条の2原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。	
<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	<u>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u>	
<u>(作業管理)</u> 第N条の3原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。	<u>(作業管理)</u> 第118条の3発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	<u>(作業管理)</u> 第118条の3発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	
<u>2. 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理	<u>2. 原子力部門は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理	<u>2. 原子力部門は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理	

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように、本項及び第13条による巡回点検を定期的に行う。</p>	<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 異常所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように、本項及び第13条による巡回点検を定期的に行う。</p>	<p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 異常所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように、本項及び第13条による巡回点検を定期的に行う。</p>	
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計認可」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認定について行わされたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」その施設が規制要件に適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を実施する。</p> <p>2 所長（or ○部長、○○課等）は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従つて行わされたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>c. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。（燃料体についてのみ適用。）</p> <p>※使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従つて行わされたものであることを確認するため十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.からc.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者として次の各号に掲げることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の講達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計認可」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認定について行わされたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を実施する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従つて行わされたものであることを確認するため十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者として次の各号に掲げることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の講達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計認可」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認定について行わされたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」その施設が規制要件に適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を実施する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従つて行わされたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>c. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。（燃料体についてのみ適用。）</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設工認に従つて行わされたものであることを確認するため十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者として次の各号に掲げることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の講達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p>	

ATENA標準案	川内保安規定	玄海保安規定（第1編）	差異等の説明
<p>名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備管理部置とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、前項の立会を4項にて指名した検査員に行わせることができる。</p> <p>7 各課（室）長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(以下、第N条の4に統合)</p> <p>（接事業者検査の実施）</p> <p>第N条の3-所長は、接事業者検査（以下、「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。</p> <p>2. 各課（室）長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施に係る組織を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</p> <p>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る要員の記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>